

雫石町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

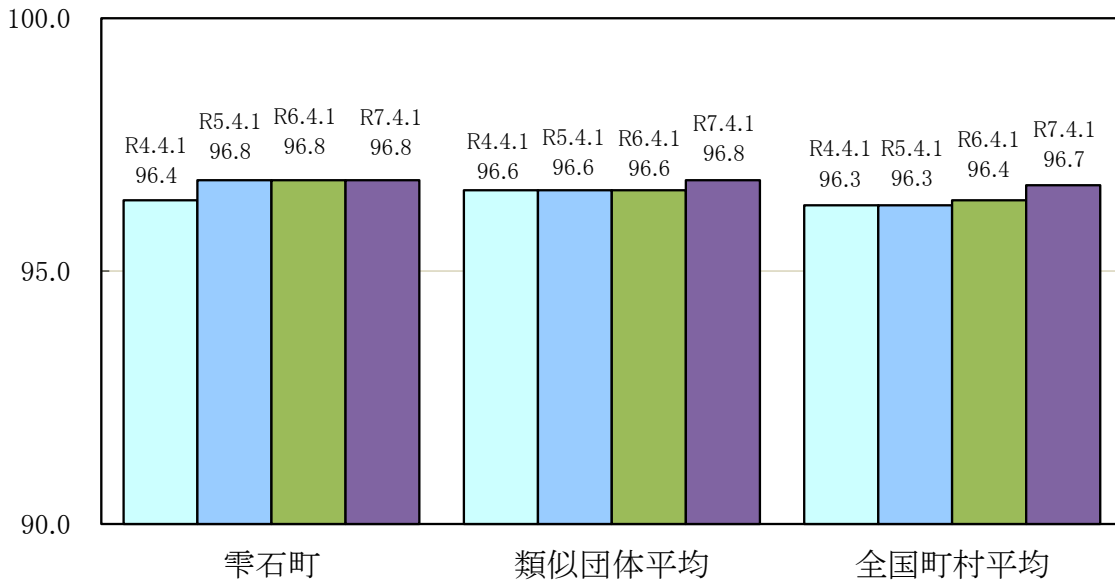
区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 14,679	千円 11,689,265	千円 391,717	千円 2,181,175	% 18.6	% 18.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 206	千円 763,847	千円 124,401	千円 312,815	千円 1,201,063	千円 5,830	千円 5,921

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 (H29.4.1から類似団体区分が変更となったため、類似団体平均が増加しています。)
 4 〇ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
6年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —

(参考) 国の改定率
% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
6年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(参考) 国の年間 支給月数
月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

(実施時期) 令和7年4月1日
 (実施内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

(実施時期) 平成27年4月1日
 (支給割合) 東京都に所在する勤務所に勤務する職員及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員について、国と同様に見直しを実施。

③その他の見直し

(実施時期) 令和7年4月1日
 (支給割合) 寒冷地手当、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、再任用職員への手当支給の拡大について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
雫石町	42.2 歳	325,000 円	371,295 円	349,201 円
岩手県	42.4 歳	331,300 円	399,404 円	360,341 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.0 歳	320,372 円	372,776 円	348,009 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
雫石町	52.0 歳	21 人	287,700 円	308,615 円	305,468 円	—	—	—	—
うち学校給食員	49.1 歳	9 人	292,400 円	307,823 円	309,264 円	調理師	45.6 歳	225,800 円	1.36
うち用務員	56.0 歳	8 人	291,400 円	314,800 円	308,633 円	用務員	48.0 歳	219,600 円	1.43
うち運転手	43.5 歳	2 人	281,900 円	338,600 円	341,150 円	自動車運転手	48.4 歳	259,200 円	1.31
岩手県	51.4 歳	217 人	303,400 円	333,526 円	319,553 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	50.2 歳	5 人	292,938 円	319,896 円	306,137 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
雫石町	5,139,080 円	—	—
うち学校給食員	5,138,676 円	3,006,000 円	1.71
うち用務員	5,327,700 円	2,993,400 円	1.78
うち運転手	5,475,600 円	3,843,100 円	1.42

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
雫石町	— 歳	— 円	— 円
岩手県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

④医療職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
雫石町	医療職(一)	62.5 歳	567,200 円	1,493,000 円	771,416 円
	医療職(二)	46.7 歳	640,900 円	426,000 円	363,983 円
	医療職(三)	45.7 歳	334,600 円	439,700 円	398,458 円
岩手県	医療職(一)	43.8 歳	473,836 円	978,380 円	848,955 円
	医療職(二)	— 歳	— 円	— 円	— 円
	医療職(三)	40.4 歳	327,209 円	400,599 円	356,924 円
国	医療職(一)	53.9 歳	522,988 円	— 円	860,880 円
	医療職(二)	46.6 歳	325,357 円	— 円	368,522 円
	医療職(三)	48.2 歳	333,346 円	— 円	375,323 円
類似団体	医療職(一)	48.3 歳	510,439 円	1,227,342 円	680,738 円
	医療職(二)	— 歳	— 円	— 円	— 円
	医療職(三)	42.6 歳	316,386 円	369,728 円	333,242 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		雫石町	岩手県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	227,300 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	195,800 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	193,800 円	円
	中学卒	円	円	円
医療職(一)	大学卒	291,400 円	円	円
医療職(二)	大学卒	227,400 円	円	円
	短大卒	208,300 円	円	円
医療職(三)	大学卒	255,400 円	円	円
	短大3卒	249,400 円	円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

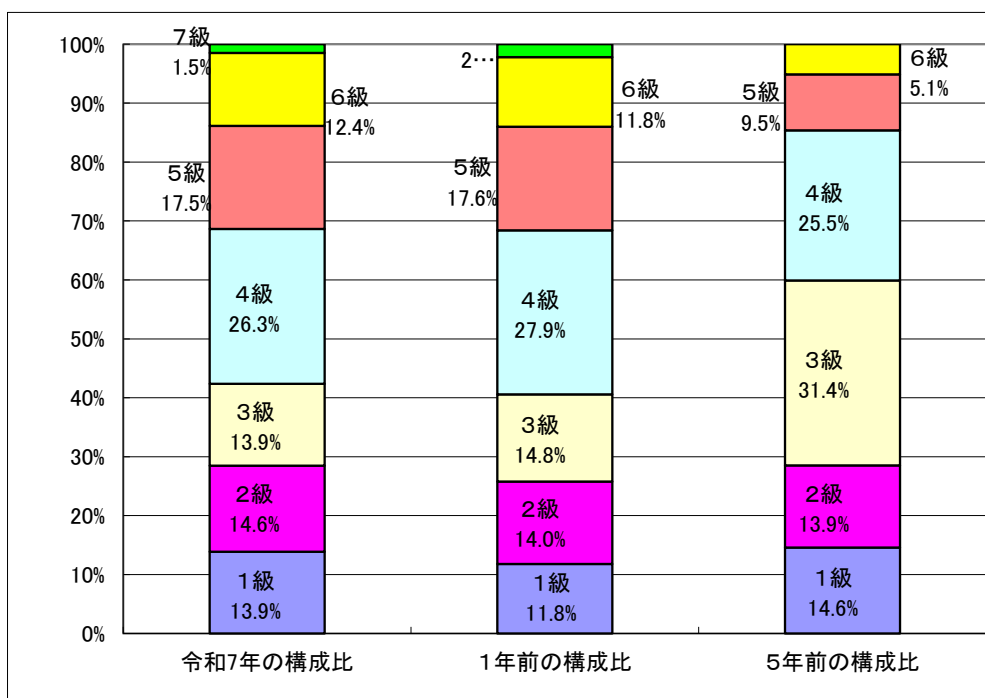
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	279,500 円	362,700 円	392,200 円	401,500 円
	高校卒	245,800 円	323,400 円	366,400 円	400,800 円
技能労務職	高校卒	219,900 円	—	302,600 円	310,700 円
	中学卒	—	—	—	315,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

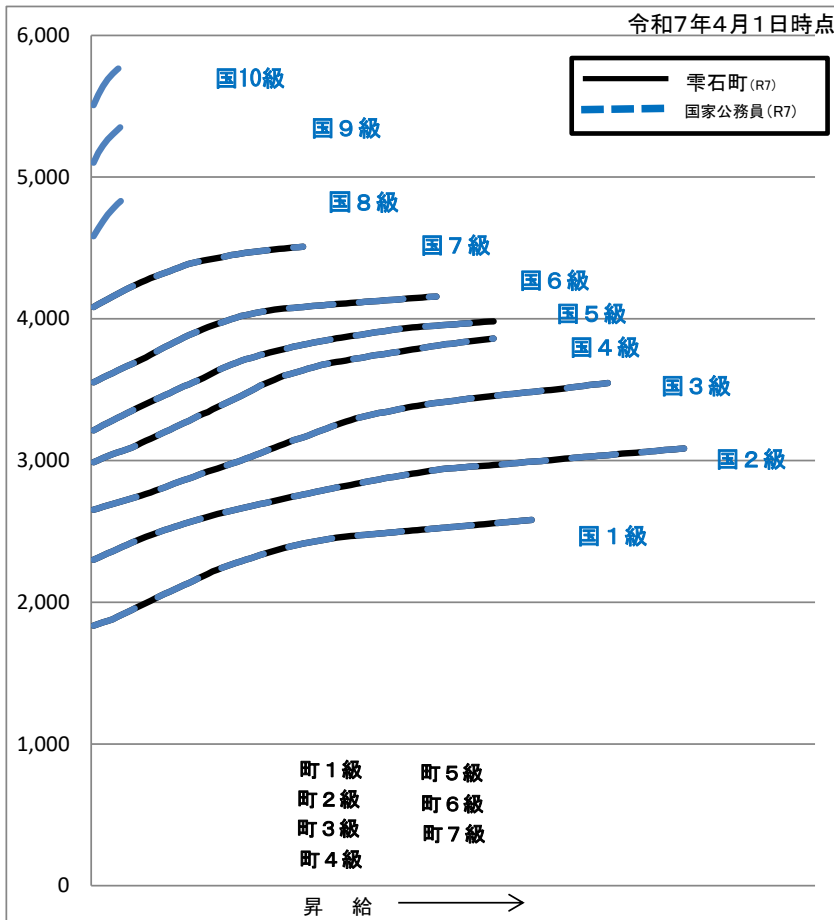
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	19人	13.9%	183,500円	258,100円
2 級	主事	20人	14.6%	230,000円	308,500円
3 級	主任	19人	13.9%	265,300円	354,700円
4 級	主査・係長	36人	26.3%	298,800円	386,100円
5 級	課長補佐・課長	24人	17.5%	321,300円	398,200円
6 級	課長	17人	12.4%	355,200円	415,700円
7 級	課長	2人	1.5%	408,300円	450,900円

(注) 1 零石町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（零石町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率				
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

雫石町	岩手県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,585 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,858 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(雫石町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

雫石町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～45%加算) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～45%加算)		
自己都合 応募認定・定年			—		
1人当たり平均支給額	1,059 千円	18,157 千円			

(注) 1 〇退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)			1,277 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			1,277 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
医師	16 %	1 人	16 %
東京都	20 %	0 人	20 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算:医師にかかると手当を除く)		150 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算:医学研究手当・医師手当を除く)		6,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度:医師を除く)		12.0 %	
手当の種類(手当数)		11 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師手当	霽石診療所長	3,240 千円	勤務1月につき 所長270,000円
医学研究手当	霽石診療所に勤務する医師	4,080 千円	勤務1月につき 340,000円
税務手当	滞納処分における差押物件の引揚げ又は搜索の業務に従事した職員	1 千円	1日につき 300円
火葬場業務手当	火葬場に勤務する職員	0 千円	1体につき 1,000円
特殊自動車運転作業手当	業務に直接従事した職員	18 千円	1日につき 300円
用地等交渉手当	用地交渉のため出向いて交渉に従事した職員	0 千円	1日につき 300円
死体処置手当	業務に直接従事した職員	62 千円	1体につき 2,420円(従事職員割)
放射線取扱手当	霽石診療所に勤務する診療放射線技師	60 千円	勤務1月につき 5,000円
夜間看護等手当	霽石診療所に勤務する看護師、准看護師、医療給料表の適用を受ける職員	0 千円	看護業務 勤務時間により2,150円～7,300円、救急医療等業務 1,240円
行旅死病人措置手当	業務に直接従事した職員	6 千円	1件につき 2,000円(従事職員割)
防疫作業手当	伝染病の防疫に従事する職員	1 千円	1日につき 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	45,863 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	227 千円
支給実績(令和5年度決算)	45,632 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	219 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		13,980 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		65,945 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
四級地	世帯主である職員(扶養親族有)	19,800 円
	世帯主である職員(扶養親族無)	11,400 円
	その他の職員	8,200 円

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり
					平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 子11,500円(特定扶養加算有)その他の扶養親族6,500円 特定期間の加算5,000円	同		22,261 千円	250,124 円
住居手当	家賃16,000円以上(限度額28,000円)	同		9,362 千円	275,353 円
通勤手当	片道2キロ以上の交通用具・交通機関(限度額29,700円・50,000円)	異	距離区分及び支給額	12,679 千円	108,368 円
管理職手当	会計管理者・課長・室長及び事務長45,000円、医師82,500円、事務局長・次長45,000円			10,170 千円	535,263 円
休日勤務手当	祝日法による休日に正規の勤務として勤務時間給100分の135	同		677 千円	14,104 円
夜間勤務手当	深夜に正規の勤務として勤務時間給100分の25	同		千円	円
宿日直手当	医師22,500円、医師外病院職員7,700円、その他職員4,700円	異	支給要件及び支給額	5,155 千円	322,188 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	752,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長	595,000 円	855,000 円 / 382,500 円	680,000 円 / 430,400 円
報酬	議長	306,000 円	408,000 円 / 230,000 円	
	副議長	248,000 円	342,000 円 / 180,000 円	
	議員	238,000 円	323,000 円 / 157,000 円	
期末手当	町長	(令和6年度支給割合)		
	副町長	3.45	月分	
退職手当	議長	(令和6年度支給割合)		
	副議長	3.45	月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×0.4038×在職月数 給料月額×0.2328×在職月数	14,575千円 6,648千円	任期毎 任期毎
備考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

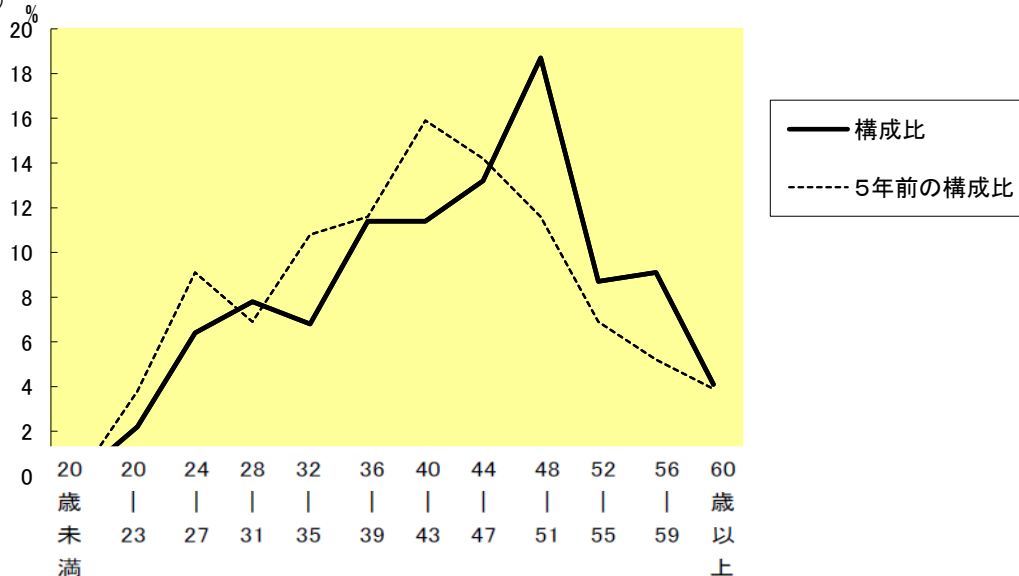
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和7年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務企画	41	41	0	
		税務	11	11	0	
		民生	27	31	△4	
衛生		46	44	2		
農林水産		18	18	0		
商工		11	11	0		
土木		10	10	0		
計	166	168	△2	<参考> 人口1,000当たり職員数 11.2 人 (類似団体の人口1,000当たり職員数 9 人)		
教育部門	37	38	△1			
小計	203	206	△3	<参考> 人口1,000当たり職員数 13.6 人 (類似団体の人口1,000当たり職員数 10.9 人)		
公営企業計等部門	診療所	0	0	0		
	水道	6	6	0		
	下水道	5	5	0		
	その他	5	5	0		
	小計	16	16	0		
合計	219	222	△3	<参考> 人口1,000当たり職員数 14.7 人		
	[285]	[285]	[]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	0	5	14	17	15	25	25	29	41	19	20	9	219

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	176	169	172	170	168	166	△10(△5.7%)
教 育	38	39	38	38	38	37	△1(△2.6%)
普通会計 計	214	208	210	208	206	203	△11(△5.1%)
公営企業等会計 計	18	16	16	16	16	16	△2(△11.1%)
総合計	232	224	226	224	222	219	△13(△5.6%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業(簡易水道事業含む)

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円	千円	千円	%	%
	392,766	31,312	55,777	14.2	13.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	6	24,200	4,394	8,781	37,375	6,229

(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,136

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。
会計年度任用職員を含みません。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
零石町水道事業	44.8 歳	336,097 円	505,004 円
類似団体	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

零石町水道事業		一般会計	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,779 千円		1,585 千円	
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.400)月分	(1.000)月分	(1.400)月分	(1.000)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

雫石町水道事業			一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	1,059 千円	18,157 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

制度無し

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

制度無し

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	406 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	81 千円
支給実績（令和5年度決算）	728 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	182 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 子11,500円(特定扶養加算有)その他の扶養親族6,500円 特定期間の加算5,000円	同		540 千円	270,000 円
住居手当	家賃16,000円以上(限度額28,000円)	同		千円	円
通勤手当	片道2キロ以上の交通用具・交通機関(限度額29,700円・50,000円)	異	距離区分及び支給額	183 千円	91,800 円
管理職手当	会計管理者・課長・室長及び事務長45,000円、医師82,500円、事務局長・次長45,000円			540 千円	540 円
休日勤務手当	祝日法による休日に正規の勤務として勤務時間給100分の135	同		千円	円
宿日直手当	医師22,500円、医師外病院職員7,700円、その他職員4,700円			千円	円
寒冷地手当	扶養有主19,800円、扶養無主11,400円、その他8,200円 11月~3月支給	同		353 千円	70,600 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 577,070	千円 13,353	千円 9,353	% 1.6	% 1.6

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 5	千円 21,109	千円 1,333	千円 7,761	千円 30,203	千円 6,041	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
雫石町下水道事業	45.4 歳	351,825 円	514,973 円
類似団体	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

雫石町下水道事業		一般会計	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,691 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,585 千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分	
勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分		勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

雫石町下水道事業			一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	1,059 千円	18,157 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

制度無し

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

制度無し

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	526 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	105 千円
支給実績（令和5年度決算）	426 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	85 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円 子11,500円（特定扶養加算有）その他の扶養親族6,500円 特定期間の加算5,000円	同		438 千円	146,000 円
住居手当	家賃16,000円以上（限度額28,000円）	同		千円	円
通勤手当	片道2キロ以上の交通用具・交通機関（限度額29,700円・50,000円）	異	距離区分及び支給額	351 千円	175,800 円
管理職手当	会計管理者・課長・室長及び事務長45,000円、医師82,500円、事務局長・次長45,000円			千円	円
休日勤務手当	祝日法による休日に正規の勤務として勤務時間給100分の135	同		59 千円	14,992 円
宿日直手当	医師22,500円、医師外病院職員7,700円、その他職員4,700円			千円	円
寒冷地手当	扶養有主19,800円、扶養無主11,400円、その他8,200円 11月～3月支給	同		395 千円	79,000 円